

平成 18 年 5 月 25 日

各 位

会社名 浜井産業株式会社
代表者名 取締役社長 武藤 公志
(コード番号 6131 東証第二部)
問合せ先 常務取締役経理部長 山畑 喜義
(TEL . 03 - 3491 - 0131)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 80 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)ならびに「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 に施行されたことに伴い、所要の規定を新設するほか、現行定款について、条文の追加、削除その他の修正ならびに条数および字句等の変更を行うものであります。

単元未満株式の権利を相当の範囲にするため変更案第 8 条第 3 項を新設するものであります。

株主総会においてより充実した情報開示を行うことができるよう、変更案第 15 条を新設するものであります。

株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするよう、現行定款第 15 条に所要の変更を行うものであります。

取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 26 条第 2 項を新設するものであります。

監査役の責任免除を変更案第 40 条に新設するものであります。

会計監査人の責任免除を変更案第 45 条に新設するものであります。

剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することができるよう、変更案第 47 条を新設し、さらに中間配当制度を新たに採用するために、変更案第 48 条を新設するものであります。また、これに伴い、変更案第 21 条において、取締役の任期を 1 年とするものであります。

- (2) 現行定款第 4 条に定める当社の公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更いたします。また、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。

2 . 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (商号) 第 1 条 当社は、浜井産業株式会社と称する。 英文では、HAMAI Co.,Ltd.と表示する。 (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 各種工作機械、産業機械、測定機器、家庭用および工業用機器の製造販売 2. 精密歯車の製造販売 3. 自動化および省力化機械の販売 4. 以上に関連ならびに附帯する一切の事業 (本店) 第 3 条 当社は、本店を東京都品川区に置く。 (公告方法) 第 4 条 当社の公告は東京都で発行される日本経済新聞に掲載する。 第 2 章 株 式 (発行する株式総数) 第 5 条 当社の発行する株式総数は、8,000 万株とする。	第 1 章 総 則 (商号) 第 1 条 当社は、浜井産業株式会社と称し、英文では、HAMAI Co., Ltd.と表示する。 (目的) 第 2 条 (現行どおり) (本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり) (公告方法) 第 4 条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u> 第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、8,000 万株とする。

<p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(1 単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の <u>1 単元の株式の数</u>は、1,000 株とする。 当社は、<u>1 単元の株式の数</u>に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて <u>1 単元の株式の数</u>となるべき数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の <u>単元株式数</u>は、1,000 株とする。 — 当社は、<u>単元株式数</u>に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。 <u>当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>2) <u>次条に掲げる権利</u></p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて <u>単元株式数</u>となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
--	---

(名義書換代理人)

第 9 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。
名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録手続き、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の再発行、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録手続きその他株式に関する取扱いおよびその手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

前項の規定にかかわらず必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。
— 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
— 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

— 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 1 2 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招 集 権 者 お よ び 議 長)

第 1 3 条 株主総会は、法令の別段の定めある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(新 設)

(決 議 方 法)

第 1 4 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除くほか、出席株主の議決権の過半数によってこれを決める。

商法第 343 条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 1 3 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招 集 権 者 お よ び 議 長)

第 1 4 条 株主総会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株 主 総 会 参 考 書 類 等 の イ ン タ ー ネ ッ ト 開 示)

第 1 5 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。

(決 議 の 方 法)

第 1 6 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる。

<p>をもって<u>これを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は<u>代理人をもってその議決権</u> 行使することができる。 <u>ただし、その代理人は、当会社の</u> <u>議決権を行使することができる株</u> <u>主に限る。</u> <u>この場合には、株主または代理人</u> <u>は株主総会ごとに、代理権を証す</u> <u>る書面を当会社に提出しなければ</u> <u>ならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事は、<u>その経過の要</u> <u>領および結果を議事録に記載また</u> <u>は記録し、議長および出席した取</u> <u>締役がこれに記名押印または電子</u> <u>署名を行い、会社に保存する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、12名以内とす る。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は<u>株主総会において選任す</u> <u>る。</u> 取締役の選任決議には、<u>総株主の</u> <u>議決権の3分の1以上を有する株</u> <u>主が出席し、その議決権の過半数</u> <u>で行う。</u> 取締役の選任決議は、<u>累積投票に</u> <u>よらない。</u></p>	<p><u>株主の議決権の3分の1以上を有</u> <u>する株主が出席し、その議決権の</u> <u>3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、<u>当会社の議決権を有する</u> <u>他の株主1名を代理人として、そ</u> <u>の議決権を行使することができる。</u> — 株主または代理人は、<u>株主総会</u> <u>ごとに代理権を証明する書面を当会</u> <u>社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会の議事録は、<u>法令で定め</u> <u>るところにより書面または電磁的</u> <u>記録をもって作成する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>株主総会の決議によっ</u> <u>て選任する。</u> — 取締役の選任決議は、<u>議決権を行</u> <u>使することができる株主の議決権</u> <u>の3分の1以上を有する株主が出</u> <u>席し、その議決権の過半数をもっ</u> <u>て行う。</u> — 取締役の選任決議は、<u>累積投票に</u> <u>よらないものとする。</u></p>
---	---

<p>(任期)</p> <p><u>第19条</u> 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p><u>第20条</u> <u>取締役会の決議をもって取締役中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p><u>取締役会長、取締役社長は会社を代表する。ほかに取締役会の決議により前項の役付取締役のなかから会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p>	<p>(取締役会の設置)</p> <p><u>第22条</u> <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第23条</u> <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p><u>取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p><u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p><u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第25条</u> (現行どおり)</p>

役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会)

第23条 取締役会は、法令に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

(新設)

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(新設)

— 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(削除)

(取締役会の決議方法等)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

<p>(取締役会規則)</p> <p>第<u>26</u>条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第<u>28</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬)</p> <p>第<u>27</u>条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第<u>29</u>条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(相談役・顧問・支配人)</p> <p>第<u>28</u>条 取締役会の決議により、相談役、顧問および支配人を置くことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (新設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p>
<p>(員数)</p> <p>第<u>29</u>条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第<u>31</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第<u>30</u>条 監査役は株主総会において選任する。 監査役の選任決議には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第<u>32</u>条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 — 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもつて行う。</p>
<p>(任期)</p> <p>第<u>31</u>条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第<u>33</u>条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結</p>

<p>補欠として選任された監査役の任期は、<u>辞任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第<u>32</u>条 <u>監査役はその互選をもって、常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会)</p> <p>第<u>33</u>条 <u>監査役会は、法律に定める権限を有するほか監査役の職務執行に関する事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</u></p> <p>(監査役会の招集者および議長)</p> <p>第<u>34</u>条 <u>監査役会は、あらかじめ招集者を定めることができる。ただし、他の監査役が招集することを妨げない。</u> <u>監査役会の議長は、前項の招集者がこれに当たる。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第<u>35</u>条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、招集の<u>手続き</u>を経ないで監査役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第<u>36</u>条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>	<p>の時までとする。</p> <p>— 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第<u>34</u>条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第<u>35</u>条 (現行どおり)</p> <p>— 監査役全員の同意があるときは、招集の<u>手続</u>を経ないで監査役会を<u>開催</u>することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第<u>36</u>条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
---	--

<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査役会規則)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬)</p> <p>第39条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第41条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第42条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p><u>第43条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第44条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p><u>第45条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p><u>第40条</u> 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p><u>第41条</u> 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(新設)</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第46条</u> 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p><u>第47条</u> 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>当社は、前項に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</p>

<p>(新設)</p>	<p><u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(中間配当)</u> <u>第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>
<p><u>(利益配当金の除斥期間)</u> <u>第42条 利益配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p><u>(剰余金の配当等の除斥期間)</u> <u>第49条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>